

議員提出第2号

天草市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

天草市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年9月27日提出

議会運営委員長 勝木 幸生

天草市議会委員会条例の一部を改正する条例

天草市議会委員会条例（平成18年天草市条例第280号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開催方法の特例）

第15条の2 委員長は、委員の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）のまん延の防止を図る必要があるため、委員会を招集する場所に参加することが困難であると認めるときは、第20条第1項に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）によって、委員会を開催することができる。この場合において、当該場所に存しない委員がオンラインにより委員会に参加したときは、次条及び第17条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に参加したものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、オンラインによる委員会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、委員会の開催方法の特例として、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用した会議を開催できるようにするため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。